

第2回エネルギー・環境WGにおいて委員及び専門委員等から指摘された課題

1. 「エネルギーの地産地消」関係(水力発電事業懇話会)

- 慣行水利権のままで新規の発電水利として取得する場合に必要なとされている書類について、法令上の根拠を明確化すべきである。
- 慣行水利権が設定されている農業用水路等に小水力発電を設置する場合の手続簡素化は全国的に要望がある点で、また豊水時に最大取水量を変更する場合の手続簡素化は規模の大きい設備で効果大きい点で、それぞれ重要な課題である。

2. 「エネルギーの安定供給・地産地消」関係(太陽光発電協会)

- 電気主任技術者による太陽光発電の昇圧設備に係る定期点検頻度の引き上げにあたっては、過去の事故例が点検頻度の引き上げにより防げたものか、追加の設備、機器の設置により代替できない理由など、他の高圧受変電設備の点検回数に揃えるだけではない合理的根拠が示されるべきである。
- 他方、電気主任技術者による太陽光発電の昇圧設備に係る定期点検頻度の引き上げがされていない段階で、本WGでどのように扱うかは議論が必要である。
- 営農型太陽光発電については、農地法上の取扱いが明確になっていないことによって潜在的なニーズがあるにもかかわらず、取組が広がらない状況がある。

3. 「エネルギーの安定供給・地産地消」関係(地熱発電 公園・温泉・制度フォロー検討会)

- 地熱発電に係る優良事例の形成について、国立・国定公園内に6ヶ所しか地熱発電所がない現状において、規制当局が何をもちて優良事例としようとしているのか不明確である。
- ボイラータービン主任技術者の選任範囲は、発電単価にも関わる重要な問題である。熱源(1次系)の温度や圧力が高いほど、バイナリー発電における利用価値が高いにもかかわらず、現在の選任基準に該当しないようにするために、100℃未満、1気圧未満に冷やす事例が生じている。
- 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」に関して、都道府県において慎重判断が生じているとのことだが、解釈や運用の幅が大きくなりすぎないよう、実用に合った形で修正していくことを検討すべきではないか。

以上